

お客様各位

川崎近海汽船株式会社

事前購入による現行税率（8%）運賃の適用について

消費税引上げに伴う経過措置により、2019年11月30日までの乗船券を2019年9月30日までに事前購入頂いた場合に限り、下記の通り、現行税率（8%）の運賃が適用されます。

記

1. 現行税率（8%）が適用される場合

区 分	適 否	適 用 条 件
旅 客	○	2019年11月30日までの乗船券を2019年9月30日までに次のいずれかの方法で支払済みであること ・ インターネット予約で「コンビニ払い」を選択しご入金頂いた場合 ・ 旅行代理店でご購入頂いた場合
乗 用 車	○	
オートバイ 自 転 車	○	
手小荷物	×	
貨 物 車	×	

※インターネット予約で「カード払い」を選択した場合は、経過措置の対象となりませんのでご注意ください。

※コンビニ払い用の「お客様番号」または「オンライン決済番号」、「確認番号」の発行は、次の期間システムメンテナンスの為休止いたします。

2019年9月23日～9月30日

2. 事前購入（コンビニ払いでご入金済み）後の変更について

乗船日のみ変更する場合、現行税率（8%）のままご乗船頂けますが、運賃の追加を伴う変更につきましては、新税率（10%）が適用されます。

変 更 内 容	対 応
乗船日を変更（11月30日まで）	現行税率8%のまま
上等級に変更	事前購入分を払い戻し、改めて乗船券（税率10%）をお買い求め頂きます
車両無し から車両を追加	
車両長を長くする場合	
オートバイの排気量を大きくする場合	

以上